

## 会員の手引き

# 地域のみんなで助けあう子育て



座間味村ファミリー・サポート・センター

## 座間味村ファミリー・サポート・センターとは

地域での子育てをサポートする組織です。子どもをみてもらいたい保護者と（おねがい会員）みる事が出来る人（サポート会員）をつなげ、子育てに頑張るみなさんを有償ボランティアで応援します。

♡地域の人みんなで協力する「助け合う子育て」



おねがい会員



サポート会員



## ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、相互援助活動の橋渡しをします。

## ♪会員の条件

「子育ての援助をしてほしい人」や「子育ての援助をしたい人」は入会申し込み書を提出し、会員登録をしていただきます。

### おねがい会員

- ・村内にお住まいの方、もしくは村内にお仕事のある方。
- ・1歳から中学校3年生までのお子さんをお持ちの保護者の方で育児等に援助を必要としている人。

### サポート会員

- ・村内にお住まいの20歳以上の方で心身ともに健康で子育て支援に意欲のある方。
- ・センターが指定する講習会を受講した方。
- ・その他村長が認める者

### どっちも会員

- ・おねがい会員・サポート会員両方できる方。



## ♪ファミリー・サポート・センターと会員との関係

会員はセンターの構成員であり、センター（具体的にはアドバイザー）は、会員間で行う相互援助活動の調整を行うものです。したがって、会員は、次の理由から形式的にも実質的にもセンターに雇われ使用されるものではなく、雇用・労働関係にはありません。

- 1) アドバイザーが依頼会員からの援助の申込みに応じてサポート会員を紹介する場合、その人の援助を受けるか否かは、援助の申込みを行ったお願い会員の自由意思に基づくものであること。
- 2) 援助を行う時間、場所については援助の申込みの内容によるものであり、アドバイザーの指示によるものではないこと。
- 3) アドバイザーは会員間の相互援助活動の調整を行うに当たって、トラブルを避けるために適切なアドバイスを行うこともあるが、援助活動について一般的な又は具体的な指揮監督を行うものではないこと。
- 4) 報酬が支払われる場合、相互援助活動について、お願い会員からサポート会員に直接支払われるものであり、センターが報酬を支払うものではないこと。

ファミリー・サポート・センター設立と運営の手引き（財）女性労働協会

## ♪援助活動の内容

- \*保育施設、小学校の開始前や終了後の子どもの預かり
- \*保育施設、小学校の休みの時の子どもの預かり
- \*保育施設、小学校、子どもの習い事等の送迎
- \*冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- \*保護者の病気や病院への通院、急用の際の子どもの預かり
- \*保護者の短時間・臨時的就労の際の子どもの預かり
- \*保護者の買い物、リフレッシュの際の子どもの預かり
- \*その他会員の育児に関してセンター支援事業の趣旨、目的に適合する援助活動

\*子どもを預ける場合は、原則として「サポート会員」の自宅において行うものとしませんが、「おねがい会員」の指定する場所で行うこともできます。

☆できる人ができる事を無理せずに☆



おねがい会員

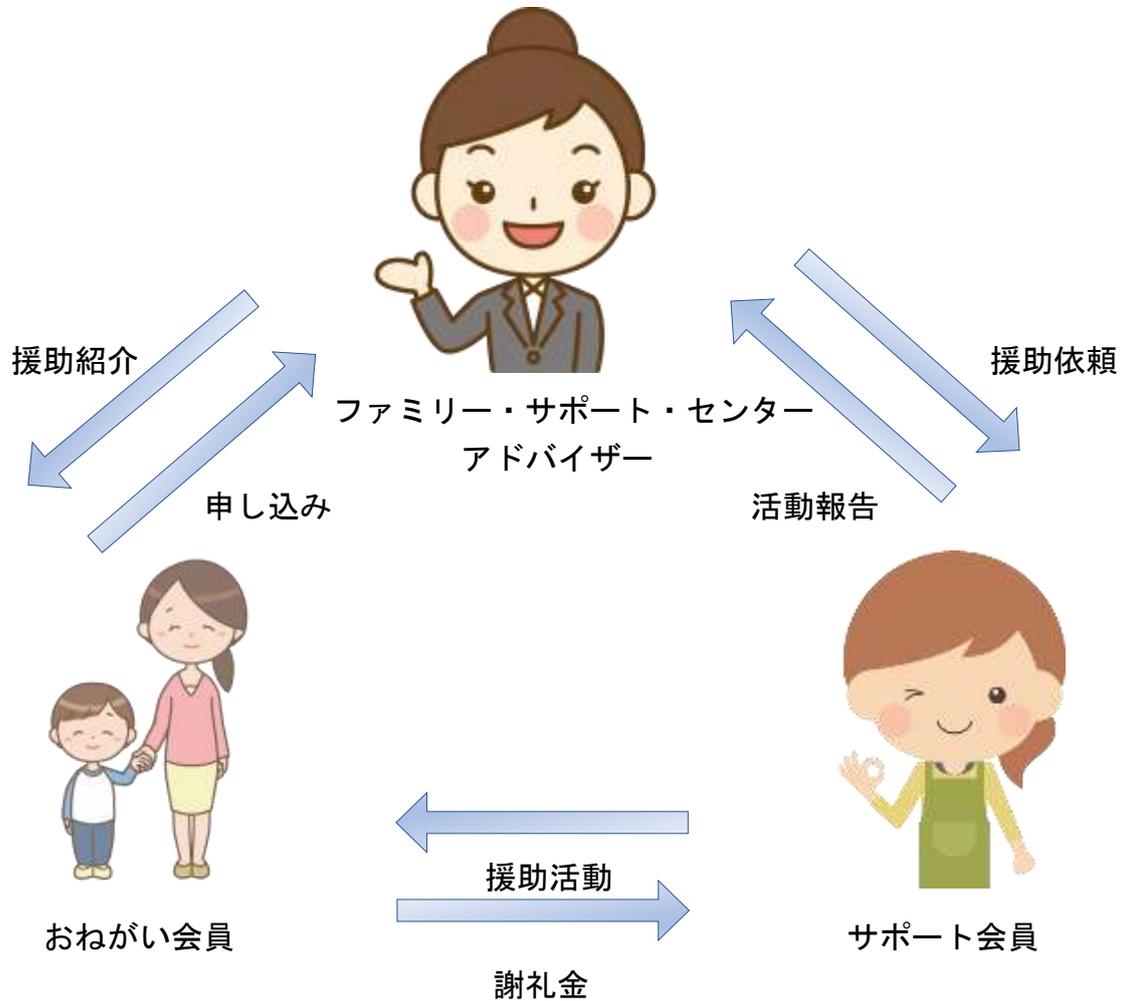
♥ 出会い



サポート会員

思いやり・信頼

## ファミリー・サポート・センター利用の流れ



- ① 利用申し込み  
あらかじめ、住民課にて会員登録をします。その後、援助を受けたい際に申し込みをします。
- ② 顔合わせ・事前打ち合わせ  
サポート会員が見つかり次第、顔合わせを行い、事前に打ち合わせをします。
- ③ サービス利用  
サポート会員がお子さんを預かります。
- ④ 謝礼金の支払い  
援助を受けた後、まかせて会員に直接謝礼金（利用料金）を支払います。

## ♪援助を受けるにあたって

- ・援助の依頼は、住民課へできるだけ早めにご連絡ください。  
(依頼日の7日前までをお願いします。)
- ・アドバイザーにおねがい会員名、援助を受ける子どもの名前、依頼日、時間、援助内容、援助場所をお伝えください。
- ・援助活動前に、おねがい会員、援助を受ける子ども、サポート会員、アドバイザーで顔合わせをします。その際、アレルギーの有無、子どもの健康状態、性格などをお知らせください。  
(事前打ち合わせ書を記入し、両会員にアドバイザーがお渡しします。)
- ・援助活動後は、取り決めた金額を直接サポート会員にお支払いください。  
(30分単位で時間給になります。サポート会員は活動報告書に活動報告及び利用料金を記入し、おねがい会員の署名をもらってください。)
- ・予定変更が生じた場合は、速やかに相手会員及びアドバイザーにご連絡ください。
- ・やむを得ずキャンセルする場合は、サポート会員、アドバイザーへご連絡ください。(当日のキャンセルは利用料金の半額、連絡なしの場合は利用料金金額をサポート会員にお支払いください。)
- ・援助活動後は、サポート会員の活動報告書を住民課に提出してください。
- ・同じサポート会員へ援助希望で援助2回目以降の場合、直接サポート会員に依頼されてもいいですが、必ず、アドバイザーにもご連絡ください。  
**\*サポート会員さんの緊急都合(病気、冠婚葬祭等)により援助活動が行えないこともありますのでご了承ください。**



## ♪会員の約束及び心得

- ・ファミリー・サポート・センター事業の決まりを守りましょう。
- ・お互いのプライバシーを尊重しましょう。
- ・活動中の安全について会員相互の注意が必要です。
- ・子どもを預ける責任、預かる責任をお互いにもちましょう。
- ・物品の販売や斡旋、宗教活動や政治活動を行ってははいけません。
- ・万一、活動中に事故が発生した場合は速やかに保護者へ連絡し、センターにも連絡してください。
- ・おねがい会員は、依頼した内容以外のことを要求しないでください。
- ・サポート会員は報告書を月末までにセンターへ持参または送付、FAXしてください。
- ・報告書の提出がないものについては、保険は適用されません。
- ・退会（退会届）や入会申し込み時と記載内容に変更が生じたときは、必ずセンターへ連絡してください。（例 引越、電話番号変更、家族が増えたなど）



## ♪相互理解

### お互いが気持ちよく活動するために

すべての援助において「困った時はお互い様」の精神で、利用する側、援助する側も対等な立場にあることを忘れないようにお互いが心がけましょう。



- ① 約束した時間は必ず守りましょう。（開始時間、終了時間）
- ② 育児方針や育児方法について、十分に話し合しましょう。
- ③ 会員相互の責任と合意のもとに活動を行うこととします。
- ④ 会員間で合意に達しない活動の場合はお断りすることもあります。
- ⑤ 会員間のトラブルについては、会員間の解決を基本原則にしますが、センターへもお知らせください。

## ♪報酬の基準

援助終了後、報酬（謝礼金）はその都度「おねがい会員」は「サポート会員」に直接支払っていただきます。

\* 入会金、会費は一切ありません。

利用内容（時間）	1時間当たりの報酬基準額
平日（月曜日～金曜日）8：00～17：00	1,000円／時間
上記以外の時間外・土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始・当日緊急	1,100円／時間
宿泊を伴う預かり 17：00～8：00	5,000円
上記以外の宿泊を伴う預かり 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始・当日緊急	6,000円

- ① 援助活動開始から1時間に満たない場合は1時間とする。
- ② 延長の場合、30分以内は上記表の半額。30分を超え1時間までは1時間で計算する。
- ③ 複数の子ども（兄弟姉妹）を同時に預ける場合は2人目からは半額とする。
- ④ 交通費や必要経費は報酬と別に実費を支払う。  
\* 食事、おやつ、飲食等は「おねがい会員」が用意する。用意できない場合は、「サポート会員」が用意した飲食物等の費用を負担する。  
\* 公共交通機関（バス、タクシー等）を利用した場合は、「おねがい会員」が実費を負担する。「サポート会員」が自家用自動車を使用した場合、1km当たり30円を負担する。

・キャンセル、時間延長が生じた場合は「サポート会員」へ早めに連絡し、キャンセル、延長料金を報酬基準に従って支払う。

### 取り消し料金の基準

前日までの取消し・・・・・・・・・・無料  
当日の取消し・・・・・・・・・・予定時間の報酬額の半額  
無断取消し・・・・・・・・・・予定時間の報酬額の全額

## 地域の人たちの温かな絆を紡ぐ



### ◇ファミリー・サポート・センター事業とは

市町村がファミリー・サポート・センターを設立し（公益法人委託可）、相互援助活動に関する業務を行うものです。

センターは、地域において育児の援助を受けたいものを組織化し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育ての支援を行い、労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図ることを目的とします。

### ◇ファミリー・サポート・センターが行う業務とは

- ① 会員の募集、登録その他の会員組織業務。
- ② 相互援助活動の調整。
- ③ 会員に対して相互援助に必要な知識を提供する講習会・研修会等の開催。
- ④ 会員の交流を深め、情報交換の場を提供する交流会の開催。
- ⑤ センターの広報業務。
- ⑥ 保育所等の子育て支援関連事業との連絡調整や会議等。
- ⑦ センターの利用助成の業務。
- ⑧ アドバイザーは、活動報告書集計業務・事務整理を行う。
- ⑨ アドバイザーとサブリーダーとの定期的な情報交換のための連絡調整会議の開催。

\* 沖縄県ファミリー・サポート・センター連絡協議会の情報交換会や交流会・研修会等への参加による資質向上に努める。

### ♪ファミリー・サポート・センター補償保険制度について

相互援助活動が安心して行えるように、入会すると自動的にファミリー・サポート・センター補償保険に加入となります。保険料はセンターが負担します。



### （１）サービス提供会員傷害保険

まかせて会員がファミリー・サポート・センター斡旋による保育サービス提供中や自宅と保育を受ける子ども宅や保育施設等の往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

### （２）依頼子供傷害保険

おねがい会員の子どもが保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、サポート会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

### （３）お見舞金制度

見舞金制度とは、おねがい会員の子どもが、サポート会員の財物を破損したり、サポート会員の子どもにケガをさせた場合にサポート会員に対して30,000円を限度にお見舞金をお支払いする制度です。





## ◆安全チェック

各項目の（はい・ときどき・いいえ）の当てはまるところに○印をつけてください。

子どもだけにたいして、家を留守にすることがありますか。	いいえ	ときどき	はい
火災や地震の際の避難方法を考えていますか。	はい		いいえ
子どもをソファやベッドなど高いところにおいたときは、目を離さないようにしていますか。	はい	ときどき	いいえ
階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策をしていますか。	はい		いいえ
ドアがバタンと閉まらないような対策をしていますか。	はい		いいえ
子どもの手の届かないところにおいていますか。たばこ・葉・マッチ・化粧品・洗剤・刃物・ボタン・硬貨・指輪・ビニール袋・ラップ・熱いお茶・ポット・鍋・アイロンなど	はい	ときどき	いいえ
暖房としてストーブやファンヒーターを使う際、やけどに気をつけていますか。（冷房器具等の取り扱いに気をつけていますか。）	はい	ときどき	いいえ
子どもを抱えているとき、タバコを吸ったり、熱いものを飲むことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
浴室に残し湯をしない、鍵をかけるなどの対策をしていますか。	はい	ときどき	いいえ
ベランダや窓の側に踏み台となるようなものが置いてありますか。	いいえ		はい
自動車の中に子どもを一人にしておくことがありますか。	いいえ	ときどき	はい
自動車に乗せるときは、チャイルドシートを使ったり、ドアやパワーウィンドウをロックしていますか。	はい	ときどき	いいえ
貴重品・その他大切なものは、子どもの目や手に触れない所にしまっていますか。	はい		いいえ
屋外にでるときは、側にいて子どもから目を離さないようにしていますか。	はい	ときどき	いいえ
子どもの遊び場、特に道路で遊ばないように安全について注意していますか。	はい	ときどき	いいえ

\* ○印が右側、または真中についた場合はもう一度安全について考えてください。

## ♪センターに関するQ&A

Q. 子どもを知らない方に預けるのは少し不安がありますか？

A. 「サポート会員」になる方には、事前に育児に関する講習会を受けてもらいます。また、事前に双方会員が十分に話し合い、打合わせを行いますので、お互いが理解した上でのお預かりとなります。

Q. 会員登録後は必ず活動しないといけませんか？

A. 強制的な活動ではないので安心して登録して下さい。また、いざ！という時のために登録しておいた方がいいかと思えます。

Q. 子どもを「おねがい会員」宅で預かってもらえますか？

A. 基本的には「サポート会員」の自宅で預かるのですが、「おねがい会員」の指定する場所で預かることもできます。また、近くの公園へ出かけたりも可能ですが、その場合は「おねがい会員」に了解を取ってください。

Q. 子どもの食事もお願ひしたいのですが？

A. お願いできます。事前打ち合わせの時に取り決めます。食事代やおやつ代は報酬とは別に実費を支払ってください。

Q. 自宅や職場の近くの方を希望すれば紹介してもらえますか？

A. 「おねがい会員」の要望に添い「サポート会員」を探しますので、依頼する際にその旨を伝えてください。

Q. 報酬の支払いはどうすればいいのですか？

A. 活動終了後、その都度「サポート会員」に支払います。また、交通費や食事代などがある場合も「サポート会員」の請求に基づき支払ってください。

Q. 子どもがケガをしたり、物を壊した場合の補償はありますか？

A. 会員間での解決を基本としますが、万一に備えてセンターは保険に一括加入します。保険料はセンターが負担します。

Q. 子どもの送り迎えに自家用車で行きたいのですが、自家用車でケガをした場合、保険は適用されますか？

A. 会員傷害保険と子供傷害保険は適用されます。例えば、「サポート会員」が預かった子どもを乗せて送りに行く途中、自動車事故を起こし、自分もケガをし、

子どもにケガをさせた場合、上記2つの保険は適用されます。(自動車保険は、本保険の中に組み込まれていませんので、自動車任意保険への加入は各自責任をもって行って下さい。)

### ♪台風・災害時のサポート

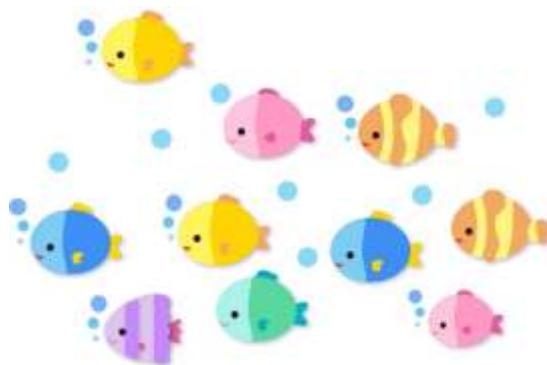
\* 暴風警報が発令された場合、センターは業務停止となります。ご了承ください。

\* サポート依頼の受付はできません。

\* 台風時、事前にサポート活動(予定)があった場合、「おねがい・サポート会員双方」で連絡を取り合い判断・対応してもらいます。「サポート会員」のご家族の安全を優先にしてもらい、その後出来る範囲での活動となります。

\* 災害時では、連絡がつかない状況になる可能性がありますので、「おねがい会員」は責任を持ってご自身のお子さまの安全を確保してください。「サポート会員」はご自身の家族の安全に努めて下さい。援助活動中に自然災害が発生した場合、安全を確認しながら、会員間で連絡を取る努力をしてください。保護者が迎えに来るまでの子どものサポートは継続します。その際のサポート延長料金は発生しません。

\* 安全が第一ですので、お互い絶対に無理をしないよう心がけましょう。



☆センターの開所時間

月曜日～金曜日 8時半～17時

閉所時間：土曜日、日曜日、祝祭日、慰霊の日、  
年末年始

\* 援助活動時間は、センター開所時間に関わらず  
行っておりますので、ご相談ください。

## お問い合わせ先

### 座間味村

ファミリー・サポート・センター

〒901-3402

沖縄県島尻郡座間味村字座間味 109 番地

座間味村役場 住民課 母子担当

☎098-896-4045 FAX098-987-2004

✉boshi@vill.zamami.lg.jp

